令和４年度第８回教育委員会会議日程

開催期日　令和４年９月 28 日（水）
開催時間　15 時 00 分
開催場所　芽室町役場２階第７会議室

開　　会
日程第１　会議録署名委員の指名
日程第２　前会議録の承認
日程第３　教育長の報告
日程第４　報告第１４号　芽室町教育委員会委員に係る議会同意の件
日程第５　報告第１５号　就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件
日程第６　報告第１６号　芽室町奨学金貸付の件（非公開）
日程第７　議案第２７号　芽室町私立高等学校生徒授業料補助認定の件（非公開）
日程第８　議案第２８号　令和４年度全国学力・学習状況調査結果の広報誌掲載の件（非公開）

閉　　会

日程第４

報告第１４号

芽室町教育委員会委員任命に係る議会同意の件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条に基づき、芽室町教育委員会委員の任命に係る議会の同意があったので、報告します。

令和４年９月２８日提出

芽室町教育委員会教育長　程　野　　　仁

総務第４５０号
令和４年９月１２日

芽室町教育委員会
教育長　程野　仁　様

芽室町長　手　島　　旭

芽室町教育委員会委員の任命について（通知）

このことについて、令和４年９月１日に開会されました令和４年町議会定例会９月定例会議において、次の者が芽室町教育委員会委員として同意を得ましたので、任命します。

記

１　任命される者
　　氏　　名　　鳥本　和宏
　　生年月日　　昭和４７年１月２８日（５０歳）
　　住　　所　　芽室町上伏古１０線７番地6
２　委員の任期
　　　　自　　令和４年１０月　１日
　　　　至　　令和８年　９月３０日
３　辞令交付式
　　日　　時　　令和４年１０月３日（月）　１0時００分
　　場　　所　　町　長　室

（総務課総務係）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

昭和31年6月30日法律第162号

（任命）

第４条　教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

２　委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

３　次の各号のいずれかに該当する者は、教育長又は委員となることができない。

一　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

二　禁錮以上の刑に処せられた者

４　教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に一を加えた数の二分の一以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。

５　地方公共団体の長は、第二項の規定による委員の任命に当たつては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。第四十七条の五第二項第二号及び第五項において同じ。）である者が含まれるようにしなければならない。

日程第５

報告第１５号

就学困難な児童生徒に係る就学援助認定の件

学校教育法第１９条に規定する経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、要保護及び準要保護児童生徒認定要領に基づき、必要な援助を行うこととしたので、報告します。

令和４年９月２８日提出

芽室町教育委員会教育長　程　野　　　仁

令和4年度就学援助認定総括表（9月認定者）

（令和4年9月6日現在）

申請世帯	2	世帯
認定保留世帯		世帯
認定世帯	2	世帯
要保護世帯		世帯
準要保護世帯	2	世帯
経済的困窮世帯	2	世帯
児童扶養手当受給世帯		世帯
生活保護廃止世帯		世帯
町民税非課税・減免世帯		世帯
国民年金保険料免除世帯		世帯
生活福祉資金貸付世帯		世帯
不認定世帯		世帯
認定廃止世帯		世帯

◎準要保護認定者数一覧 （小学校）

学校名＼学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校				1			1
上美生小学校							0
芽室西小学校							0
芽室南小学校							0
合　計	0	0	0	1	0	0	1

（中学校）

学校名＼学年	1年	2年	3年		計
芽室中学校			1		1
上美生中学校					0
芽室西中学校					0
合　計	0	0	1		1

◎要保護認定者数一覧

学校名＼学年	小5	小6	中3				計
上美生小学校							0
芽室西小学校							0
芽室中学校							0
芽室西中学校							0
合　計	0	0	0				0

合計 2

●準要保護不認定者数一覧 （小学校）

学校名＼学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校							0
上美生小学校							0
芽室西小学校							0
芽室南小学校							0
合　計	0	0	0	0	0	0	0

（中学校）

学校名＼学年	1年	2年	3年		計
芽室中学校					0
上美生中学校					0
芽室西中学校					0
合　計	0	0	0		0

合計 0

○児童扶養手当受給認定者数 （小学校）

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
						0
						0
						0
						0
0	0	0	0	0	0	0

（中学校）

1年	2年	3年		計
				0
				0
				0
0	0	0		0

合計 0

令和4年度就学援助認定総括表

（令和4年9月6日現在）

申請世帯	152	世帯
認定保留世帯		世帯
認定世帯	134	世帯
要保護世帯	4	世帯
準要保護世帯	130	世帯
経済的困窮世帯	45	世帯
児童扶養手当受給世帯	77	世帯
生活保護廃止世帯		世帯
町民税非課税・減免世帯	3	世帯
国民年金保険料免除世帯	2	世帯
生活福祉資金貸付世帯	3	世帯
不認定世帯	18	世帯
認定廃止世帯		世帯

◎10年間の認定世帯数等状況

年度	申請	認定	不認定	要保護	認定率
25	274	244	30	6	17.8
26	264	232	32	5	17.6
27	247	210	36	11	16.3
28	237	201	32	3	16.5
29	228	199	26	2	16.6
30	194	167	27	4	13.7
31	205	170	30	3	14.7
2	189	165	23	0	14.3
3	159	142	17	1	12.4
4	152	134	18	4	11.8

◎準要保護認定者数一覧（9月6日現在）　（小学校）

学校名＼学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	12	6	10	17	11	16	72
上美生小学校							0
芽室西小学校	5	6	2	10	3	5	31
芽室南小学校							0
合　計	17	12	12	27	14	21	103

（中学校）

学校名＼学年	1年	2年	3年		計
芽室中学校	16	21	19		56
上美生中学校	1		1		2
芽室西中学校	9	8	5		22
合　計	26	29	25		80

（内数）

○児童扶養手当受給認定者数　（小学校）

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
5	5	2	9	4	10	35
						0
1	4	1	3	1	1	11
						0
6	9	3	12	5	11	46

（中学校）

1年	2年	3年		計
12	12	11		35
1		1		2
9	4	3		16
22	16	15		53

合計 99

○町民税非課税・減免世帯
芽室西小学校　1年　2 人
　　　　　　　2年　1 人
　　　　　　　4年　1 人

○国民年金保険料免除世帯
芽室小学校　3年　2 人
　　　　　　6年　1 人
芽室中学校　3年　1 人

○生活福祉資金貸付世帯
芽室小学校　5年　1 人
　　　　　　6年　1 人
芽室中学校　1年　1 人
　　　　　　3年　2 人

◎要保護認定者数一覧（9月6日現在）

学校名＼学年	小5	小6	中3			計
上美生小学校	1					1
芽室西小学校		1				1
芽室中学校			1			1
芽室西中学校			1			1
合　計	1	1	2			4

合計 187

●準要保護不認定者数一覧（9月6日現在）　（小学校）

学校名＼学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
芽室小学校	2	2		1	1	2	8
上美生小学校							0
芽室西小学校	1	1	1	1	1	1	6
芽室南小学校			1			1	2
合　計	3	3	2	2	2	4	16

（中学校）

学校名＼学年	1年	2年	3年		計
芽室中学校	1	1	3		5
上美生中学校					0
芽室西中学校	1		2		3
合　計	2	1	5		8

合計 24

○学校教育法（関係条文抜すい）

（昭和二十二年三月三十一日）
（法律第二十六号）
第一次吉田内閣

第十九条　経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

（平一九法九六・追加）

要保護及び準要保護児童生徒認定要領

第１　目的

学校教育法（昭和22年法律第26号）第１９条の定めるところにより、経済的理由によって就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し必要な援助を行い、義務教育の機会均等を図ることを目的とする。

第２　援助対象者

芽室町に居住し、芽室町立の小学校又は中学校に在学又は就学予定の児童生徒の保護者で、生活保護法（昭和25年法律第144号）第６条第２項に規定する要保護及び要保護に準じる程度に困窮していると教育委員会が認める保護者に対して援助する。

第３　認定基準

１　要保護児童生徒

生活保護法第６条第２項に規定する要保護者の児童生徒

２　準要保護児童生徒

（１）前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者の児童生徒

ア　生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた者

イ　町民税の非課税又は減免を受けた者

ウ　個人事業税の減免を受けた者

エ　固定資産税の減免を受けた者（新築住宅の減免は除く）

オ　国民年金保険料の掛金の減免を受けた者

カ　国民健康保険税の減免又は徴収の猶予を受けた者

キ　児童扶養手当の支給を受けている者

ク　生活福祉資金の貸付けを受けた者

（２）（１）に定める者以外の者で、次のいずれかに該当する者の児童生徒

ア　生活の中心となる者又は家族が長期療養中のため経済的に困窮している場合

イ　不慮の災害のために経済的に困窮している者

ウ　会社・商店などの倒産又は勤務先の賃金不払等の理由により経済的に困窮している場合

エ　年間収入額が特に少ないため経済的に困窮している場合

オ　その他特別な事情により著しく経済的に困窮している場合

（３）（２）に定める者の認定方法

ア　給与所得者の場合

「収入金額」から「生活保護法に規定する勤労に伴う必要経費の額（以下

「基礎控除額」という。)」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に１．３を乗じて得た額未満とする。

イ　給与所得者以外の者の場合

「所得金額」を給与所得者の「給与控除所得後の額」相当額とみなして、これに当該給与所得控除額に相当する額を加算して得た額を「収入金額」とみなす。当該「収入金額」から「基礎控除額」を控除して得た額を「認定の対象額」とし、当該「認定の対象額」が、「需要額」に１．３を乗じて得た額未満とする。

ウ　（２）ア、イ、ウについては、現状の収入状況等や事情を充分に考慮し、必要に応じて、福祉事務所の長及び民生委員等の助言を求めることができる。

３　「需要額」及び「基礎控除額」については、別に定める。

第４　認定の取扱

１　認定の開始

認定の開始時期は次の各号による。

（１）教育委員会が定める年度当初の申請によるものは、４月から開始する。

（２）（１）に定める受付期間経過後の申請によるものは、申請日の属する月の翌月から開始する。

ただし、申請の遅延が申請者の責によらないことが明らかであると認められるときは、４月から開始する。

（３）前住地で認定を受けていた者が転入してきた場合で、転入した月に申請があったときは、申請日の属する月から開始する。

（４）生活保護の停止又は廃止の措置をうけ、引き続き就学援助の申請をした者は最後に生活保護費を受給した月の翌月から開始する。

２　認定の廃止

次の各号に掲げる事由が発生したときには、その事由が発生した日の属する月をもって、認定を廃止する。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

（１）町外へ転出したとき

（２）第３に定める認定基準に該当しなくなったことが明らかであるとき

（３）申請者から辞退の申出がされたとき

３　認定の取消

次の各号に掲げる事由が発生したときは、認定を取消すことができる。また、援助費が既に給付された場合は、その取り消しに関わる援助費の全額及び一部の返還を命ずるものとする。

（１）虚偽の申請であることが判明したとき

（2）申請者から取下の申出がなされたとき

第５　就学援助費の給与基準

給与基準額は、要保護児童生徒援助費補助金の単価に準じ、予算の範囲で教育委員会が定める額とする。

第６　委任

この要領のほか就学援助に関し、必要な事項については教育長が定める。

附　則

１　この要領は、平成１６年４月１日から施行する。

２　芽室町就学援助認定事務取扱要領（平成５年４月１日施行）は、廃止する。

附　則

この要領は、決定の日から施行し、平成２０年４月１日から適用する。

（平成２０年４月２５日決定）

附　則

この要領は、決定の日から施行し、平成２０年４月１日から適用する。

（平成２０年８月２２日決定）

附　則

この要領は、決定の日から施行する。（平成２９年１１月３０決定）

日程第６

報告第１６号

芽室町奨学金貸付の件（非公開）

芽室町奨学金貸付条例第５条第２項の規定に基づき、奨学金の貸付けを行うこととしたので、報告します。

令和４年９月２８日提出

芽室町教育委員会教育長　程　野　　　仁

〇芽室町奨学金貸付条例（抜すい）

平成30年３月12日条例第６号

第５条　町長は、前条の申請があったときは、貸付けの適否を決定し、申請者に通知するものとする。

２　町長は、貸付けの適否を決定したときは、教育委員会に報告するものとする。

芽室町奨学金貸付対象者の選考基準

平成９年３月
教育委員会訓令第１号

１　芽室町奨学金貸付条例（平成２９年芽室町条例第２号）第２条第１号に定める「経済的理由により奨学金を必要とする」の判定は、第２項及び第３項の基準により行う。

２　申請者の保護者の属する世帯の年間収入（所得）が、次表の日本政策金融公庫貸付基準以下の者とする。

子供の人数（注）	給与所得者の年間収入	事業所得者の年間所得
１人	７，９００千円以下	６，０００千円以下
２人	８，９００千円以下	６，９００千円以下
３人	９，９００千円以下	７，９００千円以下
４人	１０，９００千円以下	８，９００千円以下
５人	１１，９００千円以下	９，９００千円以下
６人	１２，９００千円以下	１０，９００千円以下
７人	１３，９００千円以下	１１，９００千円以下
８人	１４，９００千円以下	１２，９００千円以下
９人	１５，９００千円以下	１３，９００千円以下
１０人	１６，９００千円以下	１４，９００千円以下

（注）「子供の人数」とは年齢、就学の有無に関わらず、申請者の保護者が扶養している子供の人数をいう。

３　前項で定める基準に該当しない場合でも、申し出により次表のいずれかに該当する場合は、これを認める。

許　可　基　準	提出書類
生活の中心となる者が、死亡、重度心身障害の状況又は長期療養中（１か月以上）のため経済的に困窮している場合	・死亡した状況がわかる書類（死亡届の写し等） ・診断書
災害等により住宅、家屋に大きな損失（半壊、半焼、床上浸水以上の被害）があり、経済的に困窮している場合	被害の状況がわかる書類（罹災証明書の写し等）
生活の中心となる者の勤務先の倒産等の理由により経済的に困窮している場合	雇用保険被保険者離職票の写し等
その他特別な事情により著しく経済的に困窮している場合	教育委員会が必要と認める書類

平成１３年３月２７日改定
平成１３年４月　１日適用
平成１４年４月　１日改定
平成１４年４月　１日適用
平成１６年４月　１日改定
平成１６年４月　１日適用
平成２１年４月　１日改定
平成２１年４月　１日適用
平成３０年２月　８日改定
平成３０年３月１２日適用
令和　２年４月　１日改定
令和　２年４月　１日適用
令和　３年４月　１日改定
令和　３年４月　１日適用

日程第７

議案第２７号

芽室町私立高等学校生徒授業料補助認定の件（非公開）

芽室町私立高等学校生徒授業料補助規則第５条の規定に基づき、授業料の一部を補助しようとするものであります。

令和４年９月２８日提出

芽室町教育委員会教育長　程　野　　　仁

○芽室町私立高等学校生徒授業料補助規則

平成７年２月22日教委規則第５号

芽室町私立高等学校生徒授業料補助規則

（目的）

第１条　この規則は、私立高等学校に在学させている世帯の保護者に対し、授業料の一部を補助することにより、教育機会の確保と保護者負担の軽減を図ることを目的とする。

（補助対象者）

第２条　授業料の補助を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき芽室町の住民票に記載されている者で、次の各号に該当するものとする。

（１）　私立高等学校に在学させている世帯の保護者であること。

（２）　経済的理由により、授業料の納付が困難な世帯の保護者であること。

２　前項第２号の基準は、市町村民税の課税標準額×６％－市町村民税の調整控除の額により算出した額が154,500円未満の世帯であること。

（補助金の額）

第３条　補助金の額は、生徒１人につきその在学する私立高等学校の授業料から、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第５条の規定に基づく高等学校等就学支援金の額及び北海道が実施する私立高等学校授業料軽減制度の規定に基づく補助金額その他これらに類するものの額を控除した額とし、次の額の範囲内とする。ただし、当該年度に支給する補助金の額は、予算の範囲内とする。

（１）　市町村民税の課税標準額×６％－市町村民税の調整控除の額により算出した額が154,500円未満の世帯　１人　月額3,000円以内

（補助金の申請）

第４条　補助金の交付を受けようとする者は、毎年度、芽室町私立高等学校生徒授業料補助申請書（第１号様式）を、町長に提出しなければならない。

（補助の決定）

第５条　町長は前条に規定する補助金の交付申請があった場合は、教育委員会での内容審査に基づき、補助することが適正と認めたときは、授業料補助決定通知書（第２号様式）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第６条　補助金は、補助決定となった世帯の保護者からの預金口座振込申出書（第３号様式）の提出により、口座へ振り込むものとする。

（補助金の停止）

第７条　補助金の交付決定を受けた者が第２条の要件を欠くに至ったときは、速やかにこの旨を町長に届出なければならない。

２　町長は、前項に規定する届出があった場合は補助金の交付を停止するものとする。この場合、交付する補助金は、第２条の要件を欠くに至った日の属する月分までとする。

（補助決定の取消し）

第８条　町長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号の一に該当するときは、補助決定を取り消し、既に交付した補助金がある場合には、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

（１）　前条第１項に規定する届出を怠ったとき。

（２）　その他補助することが不適当と認められる事実があったとき。

（補則）

第９条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附　則

この規則は、平成７年４月１日から施行する。

附　則（平成16年教委規則第10号）

この規則は、公布の日から施行し、平成16年４月１日から適用する。

附　則（平成25年３月29日教委規則第１号）

この規則は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成26年５月29日教委規則第３号）

この規則は、平成26年６月１日から施行する。

附　則（平成28年３月31日教委規則第１号）

この規則は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成29年３月28日教委規則第５号）

この規則は、平成29年４月１日から施行する。

附　則（令和２年６月30日教委規則第14号）

この規則は、令和２年７月１日から施行する。

日程第８

議案第２８号

令和４年度全国学力・学習状況調査結果の広報誌掲載の件（非公開）

令和４年度全国学力･学習状況調査の調査及び分析結果並びに今後の対応について、広報誌に掲載しようとするものであります。

令和４年９月２８日提出

芽室町教育委員会教育長　程　野　　　仁